

山口県土木工事共通仕様書（令和6年10月改定）新旧対照表

現行（令和5年10月（令和6年4月一部改訂））						新（令和6年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
1	0	0	0	0	第1編	1	0	0	0	0	第1編	共通編
1	1	0	0	0	第1章	1	1	0	0	0	第1章	総則
1	1	1	0	0	第1節	1	1	1	0	0	第1節	総則
1	1	1	1	0	1-1-2	1	1	1	1	0	1-1-2	用語の定義
1	1	1	1	24	24. 電子納品	1	1	1	2	24	24. 電子納品	電子納品とは、「 工事及び設計等業務における電子納品実施要領 」に基づき、電子成果品を納品することをいう。 発注者が指定した工事については、「 オンライン電子納品実施要領 」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理システムへ、オンラインにて納品を行うものとする。
						1	1	1	2	31	31. 工事管理台帳	工事管理台帳とは、設計図書に従って工事目的物の完成状態を記録した台帳をいう。工事管理台帳は、工事目的物の諸元をとりまとめた施設管理台帳と工事目的物の品質記録をとりまとめた品質記録台帳をいう。
						1	1	1	2	31 ～ 53		番号の修正
1	1	1	10	1	1-1-10	1	1	1	10	1	1-1-10	施工体制台帳
1	1	1	10	1	1. 一般次項	1	1	1	10	1	1. 一般次項	受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び施工体制台帳作成要領に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを 発注者 に提出しなければならない。 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び施工体制台帳作成要領に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを 監督職員 に提出しなければならない。 なお、 施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。
1	1	1	10	2	2. 施工体系図	1	1	1	10	2	2. 施工体系図	第1項の受注者は、国土交通省令及び施工体系図の作成要領に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを 発注者 に提出しなければならない。 第1項の受注者は、国土交通省令及び施工体系図の作成要領に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを 監督職員 に提出しなければならない。 なお、 施工体系図は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。
1	1	1	10	4	4. 施工体制台帳等変更時の処置	1	1	1	10	4	4. 施工体制台帳等変更時の処置	第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに 発注者 に提出しなければならない。 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに 監督職員 に提出しなければならない。
1	1	1	19	0	1-1-19	1	1	1	19	0	1-1-19	建設副産物
1	1	1	19	4	4. 再生資源利用計画	1	1	1	19	4	4. 再生資源利用計画	受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して 監督職員 に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を 公衆 が見やすい場所に掲げなければならない。 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して 監督職員 に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、 工事現場において 再生資源利用計画を 公衆 の見やすい場所に掲げなければならない。
						1	1	1	19	5	5. 受領書の交付	受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

山口県土木工事共通仕様書（令和6年10月改定）新旧対照表

現行（令和5年10月（令和6年4月一部改訂））						新（令和6年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
1	1	1	19	5	5. 再生資源利用促進計画 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。	1	1	1	19	6	6. 再生資源利用促進計画 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、 工事現場において 再生資源利用促進計画を公衆の 見やすい 場所に掲げなければならない。	
						1	1	1	19	7	7. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。 また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。	
						1	1	1	19	8	8. 建設発生土の運搬を行う者に対する通知 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「6. 再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「7. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。	
						1	1	1	19	9	9. 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。	
1	1	1	19	6	6. 実施書の提示 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に提示しなければならない。	1	1	1	19	10	10. 実施書の提示 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に提示しなければならない。	
1	1	1	19	7	7. 建設副産物情報交換システム 受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物、建設発生土を搬入、搬出する場合には、原則として施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。	1	1	1	19	11	11. 建設副産物情報交換システム 受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物、建設発生土を搬入、搬出する場合には、原則として施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。	
1	1	1	19	8	8. 建設発生土 受注者は、建設発生土について、設計図書に基づき民間残土処理場へ搬出する場合は、「残土処理場に関する届」及び関係図面等を監督職員に提出し、監督職員の承諾を得なければならない。	1	1	1	19	12	12. 建設発生土 受注者は、建設発生土について、設計図書に基づき民間残土処理場へ搬出する場合は、「残土処理場に関する届」及び関係図面等を監督職員に提出し、監督職員の承諾を得なければならない。	

山口県土木工事共通仕様書（令和6年10月改定）新旧対照表

現行（令和5年10月（令和6年4月一部改訂））						新（令和6年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
1	1	1	21	0	1-1-21	1	1	1	21	0	1-1-21	工事完成検査
1	1	1	21	4	4. 検査内容	1	1	1	21	4	4. 検査内容	<p>検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ</p> <p>(2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等</p>
1	1	1	22	0	1-1-22	1	1	1	22	0	1-1-22	出来形検査等
1	1	1	22	3	3. 検査内容	1	1	1	22	3	3. 検査内容	<p>検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来形に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。</p> <p>(2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考に検査を行う。</p> <p>(3) 週休2日の履行状況</p>
1	1	1	24	0	1-1-24	1	1	1	24	0	1-1-24	施工管理
						1	1	1	24	10	10. 工事情報共有化	<p>受注者は、発注者が指定した工事については、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。</p> <p>また、情報を交換・共有するにあたっては、工事情報共有システム（ASP）を活用することとし、「工事及び設計等業務における情報共有システム実施要領」に基づくこととする。</p> <p>なお、工事で使用する情報共有システムは、最新版の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」を満たすものとし、システムのサービス提供者との契約は受注者が行うものとする。</p>
						1	1	1	26	0	1-1-26	週休2日の対応
												<p>受注者は、週休2日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。</p> <p>なお、週休2日は、4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保するものであり、その実施に努めなければならない</p>
						1	1	1	26			番号の修正
									47			

山口県土木工事共通仕様書（令和6年10月改定）新旧対照表

現行（令和5年10月（令和6年4月一部改訂））						新（令和6年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
1	1	1	27	0	1-1-27	工事中の安全確保	1	1	1	28	0	1-1-28	工事中の安全確保
1	1	1	27	1	1.安全指針等の遵守	受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和4年2月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（一社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（一社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（一社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工用仮設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	1	1	1	28	1	1.安全指針等の遵守	受注者は、 最新 の土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達）、建設機械施工安全技術指針（国土交通大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（一社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（一社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（一社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工用仮設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。
1	1	1	33	0	1-1-33	交通安全管理	1	1	1	34	0	1-1-34	交通安全管理
1	1	1	33	5	5.交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和3年9月改正 内閣府・国土交通省令第4号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	1	1	1	34	5	5.交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和5年3月改正 内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。
1	1	1	33	14	14. 通行許可	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正 政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。 また、道路交通法施行令（令和4年1月改正 政令第16号）第22条における政令改正の反映制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和4年4月改正 法律第32号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	1	1	1	34	14	14. 通行許可	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正 政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。 また、道路交通法施行令（令和5年3月改正 政令第54号）第22条における政令改正の反映制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和5年5月改正 法律第19号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。
1	1	1	35	0	1-1-35	諸法令の遵守	1	1	1	36	0	1-1-36	諸法令の遵守
1	1	1	35	1	(10)	健康保険法（令和3年6月改正 法律第66号）	1	1	1	36	1	(10)	健康保険法（令和5年5月改正 法律第31号）
1	1	1	35	1	(13)	出入国管理及び難民認定法（令和3年6月改正 法律第69号）	1	1	1	36	1	(13)	出入国管理及び難民認定法（令和4年12月改正 法律第97号）
1	1	1	35	1	(15)	道路交通法（令和4年4月改正 法律第32号）	1	1	1	36	1	(15)	道路交通法（令和5年5月改正 法律第19号）
1	1	1	35	1	(16)	道路運送法（令和2年6月改正 法律第36号）	1	1	1	36	1	(16)	道路運送法（令和5年4月改正 法律第18号）
1	1	1	35	1	(22)	港湾法（令和4年3月改正 法律第7号）	1	1	1	36	1	(22)	港湾法（令和4年11月改正 法律第87号）
1	1	1	35	1	(40)	電気事業法（令和4年6月改正 法律第74号）	1	1	1	36	1	(40)	電気事業法（令和5年6月改正 法律第44号）
1	1	1	35	1	(41)	消防法（令和3年5月改正 法律第36号）	1	1	1	36	1	(41)	消防法（令和5年6月改正 法律第58号）
1	1	1	35	1	(43)	建築基準法（令和4年5月改正 法律第55号）	1	1	1	36	1	(43)	建築基準法（令和5年6月改正 法律第58号）

山口県土木工事共通仕様書（令和6年10月改定）新旧対照表

現行（令和5年10月（令和6年4月一部改訂））						新（令和6年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
1	1	1	35	1	(63)	厚生年金保険法（令和3年6月改正 法律66号）	1	1	1	36	1	(63)	厚生年金保険法（令和5年3月改正 法律第3号）
1	1	1	35	1	(68)	所得税法（令和4年6月改正 法律第71号）	1	1	1	36	1	(68)	所得税法（令和5年6月改正 法律第44号）
1	1	1	35	1	(70)	船員保険法（令和3年6月改正 法律第66号）	1	1	1	36	1	(70)	船員保険法（令和5年5月改正 法律第31号）
1	1	1	35	1	(72)	電波法（令和4年6月改正 法律第70号）	1	1	1	36	1	(72)	電波法（令和4年12月改正 法律第93号）
1	1	1	35	1	(75)	農薬取締法（令和元年12月改正 法律第62号）	1	1	1	36	1	(75)	農薬取締法（令和5年5月改正 法律第36号）
1	1	1	35	1	(76)	毒物及び劇物取締法（平成30年6月改正 法律第66号）	1	1	1	36	1	(76)	毒物及び劇物取締法（令和5年5月改正 法律第36号）
1	1	1	35	1	(80)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（令和4年5月改正 法律第54号）	1	1	1	36	1	(80)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（令和5年11月改正 法律第79号）
1	1	1	35	1	(81)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（令和2年6月改正 法律第42号）	1	1	1	36	1	(81)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（令和5年6月改正 法律第58号）
1	1	1	46	0	1-1-46	ウィークリースタンスの推進	1	1	1	47	0	1-1-47	ウィークリースタンスの推進
1	1	1	46	1	(3)	①ワンデーレスポンス（受発注者からの発議を受領した時点から24時間以内に回答。期間内での回答が難しい場合は回答期限を回答。ただし、土日等の休日は期間から除外する。）を徹底する。	1	1	1	47	1	(3)	①ワンデーレスポンス（受注者からの質問・協議等に対して、1日あるいは適切な期限までに回答すること。）に努める。
1	3	0	0	0	第3章	無筋・鉄筋コンクリート	1	3	0	0	0	第3章	無筋・鉄筋コンクリート
1	3	1	0	0	第1節	適用	1	3	1	0	0	第1節	適用
1	3	1	0	3	3.適用規定（2）	受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）[2023年制定]」（土木学会 2023年9月）のコンクリートの品質の規定による。	1	3	1	0	3	3.適用規定（2）	受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「土木学会コンクリート標準示方書 [2023年制定]（施工編）」（土木学会 2023年9月）のコンクリートの品質の規定による。
1	3	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	1	3	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
1	3	2	0	1	1.適用規定	土木学会「コンクリート標準示方書（設計編）[2022年制定]（2023年3月）」	1	3	2	0	1	1.適用規定	土木学会「コンクリート標準示方書（設計編）[2023年制定]（2023年3月）」
1	3	5	0	0	第5節	現場練りコンクリート	1	3	5	0	0	第5節	現場練りコンクリート
1	3	5	4	0	3-5-4	材料の計量及び練混ぜ	1	3	5	4	0	3-5-4	材料の計量及び練混ぜ
1	3	5	4	2	2.材料の計量	（6）受注者は、各材料を、一バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表に示した容積で計量してもよいものとする。なお、一練りの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りませ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。	1	3	5	4	2	2.材料の計量	（6）受注者は、各材料を、一バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。なお、一練りの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りませ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。
1	3	6	0	0	第6節	運搬・打設	1	3	6	0	0	第6節	運搬・打設
1	3	6	9	0	3-6-9	養生	1	3	6	9	0	3-6-9	養生
1	3	6	9	2	2.湿潤状態の保持	受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて適切に定めなければならない。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表3-4を標準とする。	1	3	6	9	2	2.湿潤状態の保持	受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて、施工実績、信頼できるデータ、あるいは試験等により定めるものとする。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表3-4を目安とする。
						なお、中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表3-4に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して監督職員と協議しなければならない。							（削除）
1	3	6	9	2		表3-4 コンクリートの標準養生期間	1	3	6	9	2		表3-4 コンクリートの湿潤養生期間の目安

山口県土木工事共通仕様書（令和6年10月改定）新旧対照表

現行（令和5年10月（令和6年4月一部改訂））						新（令和6年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
1	3	7	0	0	第7節	鉄筋工	1	3	7	0	0	第7節	鉄筋工
1	3	7	3	0	3-7-3	加工	1	3	7	3	0	3-7-3	加工
1	3	7	3	3	3.鉄筋の曲げ半径	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）〔2022年制定〕本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、2023年3月）の規定による。	1	3	7	3	3	3.鉄筋の曲げ半径	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）〔2023年制定〕本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、2023年3月）の規定による。
1	3	9	0	0	第9節	暑中コンクリート	1	3	9	0	0	第9節	暑中コンクリート
1	3	9	2	0	3-9-2	施工	1	3	9	2	0	3-9-2	施工
1	3	9	2	3	3.打設時のコンクリート温度	打設時のコンクリート温度は、35℃以下を標準とする。コンクリート温度がこの上限値を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保できることを確かめなければならない。	1	3	9	2	3	3.打設時のコンクリート温度	打設時のコンクリート温度の上限は、所定の品質を確保できる場合は38℃とし、それ以外の場合は35℃とする。
1	3	10	0	0	第10節	寒中コンクリート	1	3	10	0	0	第10節	寒中コンクリート
1	3	10	2	0	3-10-2	施工	1	3	10	2	0	3-10-2	施工
1	3	10	2	1	1.一般事項（1）	受注者は、凍結しているか、または氷雪の混入している骨材をそのまま用いてはならない。	1	3	10	2	1	1.一般事項（1）	受注者は、凍結しているか、または氷雪の混入している骨材を用いてはならない。
1	3	12	0	0	第12節	水中コンクリート	1	3	12	0	0	第12節	水中コンクリート
1	3	12	2	0	3-12-2	施工	1	3	12	2	0	3-12-2	施工
1	3	12	2	7	7.水中コンクリート打設方法	受注者は、ケーシング（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）、トレミーまたはコンクリートポンプを使用してコンクリートを打設しなければならない。これにより難しい場合は、代替工法について監督職員と協議のうえ施工しなければならない。	1	3	12	2	7	7.水中コンクリート打設方法	受注者は、ケーシング（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）、トレミーまたはコンクリートポンプまたは底開き箱や底開き袋を使用してコンクリートを打設するものとする。これにより難しい場合は、代替工法について監督職員と協議のうえ施工しなければならない。
1	3	12	2	9	9.トレミー打設（1）	受注者は、トレミーを水密でコンクリートが自由落下できる大きさとし、打設中は常にコンクリートで満たさなければならない。また、打設中にトレミーを水平移動してはならない。	1	3	12	2	9	9.トレミー打設（1）	受注者は、トレミーを水密でコンクリートが自由に移動できる大きさとし、打設中は先端を既に打ち込まれたコンクリート中に挿入しておき、水平移動してはならない。
1	3	12	3	0	3-12-3	海水の作用を受けるコンクリート	1	3	12	3	0	3-12-3	海水の作用を受けるコンクリート
1	3	12	3	1	1.一般事項	受注者は、海水の作用を受けるコンクリートの施工にあたり、品質が確保できるように、打込み、締固め、養生などを行わなければならない。	1	3	12	3	1	1.一般事項	受注者は、海水の作用、波浪や海水飛沫の影響を受ける構造物に使用されるコンクリートは、海洋コンクリートとして、設計耐用期間を通じてコンクリート自体の劣化や鋼材の腐食等によって、所要の性能が損なわれないように、施工しなければならない。
1	3	12	3	2	2.水平打継目の設置位置	受注者は、設計図書に示す最高潮位から上60cm及び最低潮位から下60cmの間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	1	3	12	3	2	2.水平打継目の設置位置	受注者は、設計図書に示す最高潮位から上600mm及び最低潮位から下600mmの間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

山口県土木工事共通仕様書（令和6年10月改定）新旧対照表

現行（令和5年10月（令和6年4月一部改訂））						新（令和6年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
1	3	13	0	0	第13節	水中不分離性コンクリート	1	3	13	0	0	第13節	水中不分離性コンクリート
1	3	13	3	0	3-13-3	コンクリートの製造	1	3	13	3	0	3-13-3	コンクリートの製造
1	3	13	3	3	3. 材料の計量(1)	受注者は、各材料を1バッチ分ずつ質量計量しなければならない。 ただし、水及び混和剤溶液は容積計量してもよいものとする。	1	3	13	3	3	3. 材料の計量(1)	受注者は、各材料を1バッチ分ずつ質量計量しなければならない。 ただし、水及び混和剤溶液は第1編1-3-5-4材料の計量及び練混ぜ、表3-3計量値の許容差に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。
2	0	0	0	0	第2編	材料編	2	0	0	0	0	第2編	材料編
2	2	0	0	0	第2章	土木工事材料	2	2	0	0	0	第2章	土木工事材料
2	2	3	0	0	第3節	骨材	2	2	3	0	0	第3節	骨材
2	2	3	1	0	2-3-1	一般事項	2	2	3	1	0	2-3-1	一般事項
2	2	3	1	1	1. 適合規格	JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）附属書A（レディーミクストコンクリート用骨材）	2	2	3	1	1	1. 適合規格	JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）附属書JA（レディーミクストコンクリート用骨材）
2	2	6	0	0	第6節	セメント及び混和材料	2	2	6	0	0	第6節	セメント及び混和材料
2	2	6	1	0	2-6-1	混和材料	2	2	6	1	0	2-6-1	一般事項
2	2	6	1	2	2. セメントの貯蔵	受注者は、セメントを防湿的な構造を有するサイロまたは倉庫に、品種別に区分して貯蔵しなければならない。	2	2	6	1	2	2. セメントの貯蔵	受注者は、セメントを防湿構造を有するサイロまたは倉庫に、品種別に区分して貯蔵しなければならない。
2	2	6	4	0	2-6-4	コンクリート用水	2	2	6	4	0	2-6-4	コンクリート用水
2	2	6	4	1	1. 練混ぜ水	コンクリートに使用する練混ぜ水は、上水道またはJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）附属書C（レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水）の規格に適合するものとする。また養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。	2	2	6	4	1	1. 練混ぜ水	コンクリートに使用する練混ぜ水は、上水道またはJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）附属書JC（レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水）の規格に適合するものとする。また養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。
2	2	8	0	0	第8節	瀝青材料	2	2	8	0	0	第8節	瀝青材料
2	2	8	3	0	2-8-3	再生用添加剤	2	2	8	3	0	2-8-3	再生用添加剤
2	2	8	3	0		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和4年2月改正 政令第51号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-25、表2-26、表2-27の規格に適合するものとする。	2	2	8	3	0		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和5年9月改正 政令第51号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-25、表2-26、表2-27の規格に適合するものとする。

山口県土木工事共通仕様書（令和6年10月改定）新旧対照表

現行（令和5年10月（令和6年4月一部改訂））						新（令和6年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
3	0	0	0	0	第3編	土木工事共通編	3	0	0	0	0	第3編	土木工事共通編
3	1	0	0	0	第1章	総則	3	1	0	0	0	第1章	総則
3	1	1	0	0	第1節	総則	3	1	1	0	0	第1節	総則
3	1	1	5	0	1-1-5	工事完成図書の納品	3	1	1	5	0	1-1-5	工事完成図書の納品
3	1	1	5	1	1. 一般事項	受注者は、工事完成図書として以下の書類を提出しなければならない。 ① 出来形、品質管理資料 ② 工事写真 ③ 工事完成図	3	1	1	5	1	1. 一般事項	受注者は、工事完成図書として以下の書類を提出しなければならない。 ① 出来形、品質管理資料 ② 工事写真 ③ 工事完成図 ④ 工事管理台帳
3	1	1	5	2	2. 電子成果品	受注者は、「工事完成図書の電子納品要領」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。電子納品にあたっては、「電子納品に関する手引」、「CAD製図基準に関する運用ガイドライン」等を参考にし、監督職員と協議の上電子化の範囲等を決定しなければならない。 受注者は、電子納品に際して、「電子納品チェックシステム」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施した上で電子媒体を提出しなければならない。	3	1	1	5	2	2. 電子成果品	(削除)
3	2	0	0	0	第2章	一般施工	3	2	0	0	0	第2章	一般施工
3	2	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	3	2	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
3	2	2	0	0		国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）	3	2	2	0	0		国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（令和6年3月一部改定）
3	2	2	0	0		環境省 水質汚濁に係る環境基準（環境省告示第62号）（令和3年10月）	3	2	2	0	0		環境省 水質汚濁に係る環境基準（令和5年3月13日環境省告示第6号）（令和5年3月）
3	2	2	0	0		日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧（平成9年12月）	3	2	2	0	0		日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧〔令和4年度改訂版〕（令和5年2月）
3	2	2	0	0		労働省 騒音障害防止のためのガイドライン（平成4年10月）	3	2	2	0	0		労働省 騒音障害防止のためのガイドライン（令和5年4月）
3	2	6	0	0	第6節	一般舗装工	3	2	6	0	0	第6節	一般舗装工
3	2	6	11	0	2-6-11	グースアスファルト舗装工	3	2	6	11	0	2-6-11	グースアスファルト舗装工
3	2	6	11	6	6. 接着剤の塗布	表2-34(1) 接着剤の規格コンクリート床版用	3	2	6	11	6	6. 接着剤の塗布	表2-34 接着剤の規格コンクリート床版用
3	2	6	11	6		表2-34(2) シート系床版防水層（流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型）プライマーの品質	3	2	6	11	6		(削除)
3	2	10	0	0	第10節	仮設工	3	2	10	0	0	第10節	仮設工
3	2	10	5	0	2-10-5	土留・仮締切工	3	2	10	5	0	2-10-5	土留・仮締切工
3	2	10	5	3	3. 適用規定	「仮締切堤設置基準（案）」（国土交通省、平成22年6月）	3	2	10	5	3	3. 適用規定	「仮締切堤設置基準（案）」（国土交通省、令和6年3月一部改定）
3	2	17	0	0	第17節	植栽維持工	3	2	17	0	0	第17節	植栽維持工
3	2	17	1	0	2-17-2	材料	3	2	17	1	0	2-17-2	材料
3	2	17	1	1	1. 一般事項	受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督職員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。 なお、薬剤については農薬取締法（令和元年12月改正 法律第62号）に基づくものでなければならない。	3	2	17	1	1	1. 一般事項	受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督職員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。 なお、薬剤については農薬取締法（令和5年5月改正 法律第36号）に基づくものでなければならない。

山口県土木工事共通仕様書（令和6年10月改定）新旧対照表

現行（令和5年10月（令和6年4月一部改訂））						新（令和6年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条条項	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文	
6	0	0	0	0	第6編	河川編	6	0	0	0	第6編	河川編	
6	1	0	0	0	第1章	築堤・護岸	6	1	0	0	第1章	築堤・護岸	
6	1	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	6	1	2	0	第2節	適用すべき諸基準	
6	1	2	1	0		国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）	6	1	2	1	0	国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（令和6年3月一部改定）	
6	3	0	0	0	第3章	樋門・樋管	6	3	0	0	第3章	樋門・樋管	
6	3	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	6	3	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
6	3	2	1	0		国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）	6	3	2	1	0	国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（令和6年3月一部改定）	
6	3	2	1	0		国土交通省 河川砂防技術基準（案）（令和4年6月）	6	3	2	1	0	国土交通省 河川砂防技術基準（案）（令和5年10月）	
6	4	0	0	0	第4章	水門	6	4	0	0	0	第4章	水門
6	4	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	6	4	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
6	4	2	1	0		国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）	6	4	2	1	0	国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（令和6年3月一部改定）	
6	5	0	0	0	第5章	堰	6	5	0	0	0	第5章	堰
6	5	1	0	0	第1節	適用	6	5	1	0	0	第1節	適用
6	5	1	0	5	5.適用規定（3）	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和4年3月）の規定による。	6	5	1	0	5	5.適用規定（3）	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和5年3月）の規定による。
6	5	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	6	5	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
6	5	2	1	0		国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成22年6月一部改正）	6	5	2	1	0	国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（令和6年3月一部改定）	
6	6	0	0	0	第6章	排水機場	6	6	0	0	0	第6章	排水機場
6	6	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	6	6	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
6	6	2	1	0		国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）	6	6	2	1	0	国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（令和6年3月一部改定）	
6	7	0	0	0	第7章	床止め・床固め	6	7	0	0	0	第7章	床止め・床固め
6	7	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	6	7	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
6	7	2	1	0		国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）	6	7	2	1	0	国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（令和6年3月一部改定）	
9	0	0	0	0	第9編	ダム編	9	0	0	0	0	第9編	ダム編
9	1	0	0	0	第1章	コンクリートダム	9	1	0	0	0	第1章	コンクリートダム
9	1	4	0	0	第4節	ダムコンクリート工	9	1	4	0	0	第4節	ダムコンクリート工
9	1	4	5	0	1-4-5	材料の計量	9	1	4	5	0	1-4-5	材料の計量
9	1	4	5	2	各材料の計量	受注者は、各材料の計量にあたっては、1練り分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は、容積で計量してもよいものとする。	9	1	4	5	2	各材料の計量	受注者は、各材料の計量にあたっては、1練り分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は第1編1-3-5-4材料の軽量及び練混ぜ、表3-3計量値の許容差に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。

山口県土木工事共通仕様書（令和6年10月改定）新旧対照表

現行（令和5年10月（令和6年4月一部改訂））						新（令和6年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
10	0	0	0	0	第10編	道路編	10	0	0	0	0	第10編	道路編
10	2	0	0	0	第2章	舗装	10	2	0	0	0	第2章	舗装
10	2	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	10	2	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
10	2	2	0	0		土木学会 舗装標準示方書（平成27年10月）	10	2	2	0	0		土木学会 舗装標準示方書 [2023年制定]（令和5年10月）
10	2	4	0	0	第4節	舗装工	10	2	4	0	0	第4節	舗装工
10	2	4	10	0	2-4-10	コンクリート舗装工	10	2	4	10	0	2-4-10	コンクリート舗装工
10	2	4	10	4	初期養生	初期養生は、 コンクリート 被膜養生剤を 原液濃度で70g/m2程度を入念に 散布し、三角屋根、麻袋等で十分に養生を行うこと。	10	2	4	10	4	初期養生	初期養生は、 十分な量 の被膜養生剤を 適切な時期に均一に 散布し、三角屋根、麻袋等で十分に養生を行うこと。
10	3	0	0	0	第3章	橋梁下部	10	3	0	0	0	第3章	橋梁下部
10	3	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	10	3	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
10	3	2	0	0		日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧（平成9年12月）	10	3	2	0	0		日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 [令和4年度改訂版]（令和5年12月）
10	7	0	0	0	第7章	コンクリートシェッド	10	7	0	0	0	第7章	コンクリートシェッド
10	7	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	10	7	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
10	7	2	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書（設計編） [2022年制定]（2023年3月）	10	7	2	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書（設計編） [2023年制定]（2023年3月）
10	10	0	0	0	第10章	地下駐車場	10	10	0	0	0	第10章	地下駐車場
10	10	5	0	0	第5節	開削土工	10	10	5	0	0	第5節	開削土工
10	10	5	1	0	10-5-1	一般事項	10	10	5	1	0	10-5-1	一般事項
10	10	5	1	3	3. 埋設物の存在の有無	受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。	10	10	5	1	3	3. 埋設物の存在の有無	受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。
10	15	0	0	0	第15章	雪寒	10	15	0	0	0	第15章	雪寒
10	15	3	0	0	第3節	除雪工	10	15	3	0	0	第3節	除雪工
10	15	3	1	0	15-3-1	一般事項	10	15	3	1	0	15-3-1	一般事項
10	15	3	1	7	報告書	受注者は、各作業の終了後、速やかに作業の終了と作業時の状況を監督職員に連絡するものとし、 翌日までに 設計図書に示す様式により除雪作業日報、運転記録紙等を監督職員に提出しなければならない。 また、各月の終了後、速やかに設計図書に示す様式により除雪月報を監督職員に提出しなければならない。	10	15	3	1	7	報告書	受注者は、各作業の終了後、速やかに作業の終了と作業時の状況を監督職員に連絡する とともに 、設計図書に示す様式により除雪作業日報、運転記録紙等を監督職員に提出しなければならない。 また、各月の終了後、速やかに設計図書に示す様式により除雪月報を監督職員に提出しなければならない。

山口県土木工事共通仕様書（令和6年10月改定）新旧対照表

現行（令和5年10月（令和6年4月一部改訂））						新（令和6年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文	
12	0	0	0	0	第12編	公園緑地編	12	0	0	0	第12編	公園緑地編	
12	2	0	0	0	第2章	植栽	12	2	0	0	第2章	植栽	
12	2	3	0	0	第3節	植栽工	12	2	3	0	第3節	植栽工	
12	2	3	2	0	2-3-2	材料	12	2	3	2	2-3-2	材料	
12	2	3	2	4	(3)	パイプ支柱材は、設計図書によるものとするが、これに示されていない場合は、JIS G3452（配管用炭素鋼管）の規格品に防錆処理を施したうえ、合成樹脂ペイント塗仕上げするものとする。	12	2	3	2	4	(3)	パイプ支柱材は、設計図書によるものとするが、これに示されていない場合は、JIS G 3452（配管用炭素鋼管）の規格品に防錆処理を施したうえ、合成樹脂ペイント塗仕上げするものとする。
12	4	0	0	0	第4章	施設整備	12	4	0	0	第4章	施設整備	
12	4	3	0	0	第3節	給水設備工	12	4	3	0	第3節	給水設備工	
12	4	3	2	0	4-3-2	材料	12	4	3	2	0	4-3-2	材料
12	4	3	2	0		JIS B 2062（水道用仕切弁） JIS B 8372-1（空気圧－空気圧用減圧弁－第1部：供給者の文書に表示する主要特性及び製品表示要求事項） JIS G 3448（一般配管用ステンレス鋼管） JWWA G 115（水道用ステンレス鋼管） JWWA G 116（水道用ステンレス鋼管継手） JWWA K 131（水道用硬質塩化ビニル管のダクタイル鑄鉄異形管） JWWA K 140（水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管）	12	4	3	2	0		JIS B 2062（水配管用仕切弁） JIS B 8372-1（空気圧－空気圧用減圧弁及びフィルタ付減圧弁） JIS G 3448（一般配管用ステンレス鋼管） JWWA G 115（水道用ステンレス鋼管） JWWA G 116（水道用ステンレス鋼管継手） JWWA K 131（水道用硬質塩化ビニル管のダクタイル鑄鉄異形管） JWWA K 140（水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管）
12	4	3	4	0	4-3-4	貯水施設工	12	4	3	4	0	4-3-4	貯水施設工
12	4	3	4	16		受注者は、蓋高さ調整の施工については、設計図書に示された仕上がり高さになるように施工しなければならない。	12	4	3	4	16		受注者は、蓋高さ調整の施工については、設計図書に示された仕上がり高さになるように施工しなければならない。
12	4	3	7	0	4-3-7	消火栓工	12	4	3	7	0	4-3-7	消火栓工
12	4	3	7	2		受注者は、消火栓高さの調整の施工については、設計図書に示された仕上がり高さになるように施工しなければならない。	12	4	3	7	2		受注者は、消火栓高さの調整の施工については、設計図書に示された仕上がり高さになるように施工しなければならない。
12	4	5	0	0	第5節	汚水排水設備工	12	4	5	0	0	第5節	汚水排水設備工
12	4	5	2	0	4-5-2	材料	12	4	5	2	0	4-5-2	材料
12	4	5	2	1		JIS G 3459（配管用ステンレス鋼管） JIS G 3448（一般配管用ステンレス鋼管）	12	4	5	2	1		JIS G 3459（配管用ステンレス鋼管） JIS G 3448（一般配管用ステンレス鋼管）
12	4	6	0	0	第6節	電気設備工	12	4	6	0	0	第6節	電気設備工
12	4	6	2	0	4-6-2	材料	12	4	6	2	0	4-6-2	材料
12	4	6	2	1		JIS C 3653（電力用ケーブルの地中埋設の施工方法－波付硬質合成樹脂管付属書1）	12	4	6	2	1		JIS C 3653（電力用ケーブルの地中埋設の施工方法）
12	4	9	0	0	第9節	遊戯施設整備工	12	4	9	0	0	第9節	遊戯施設整備工
12	4	9	2	0	4-9-2	材料	12	4	9	2	0	4-9-2	材料
12	4	9	2	2	(2)	JIS G 3448（一般配管用ステンレス鋼管）	12	4	9	2	2	(2)	JIS G 3448（一般配管用ステンレス鋼管）
12	4	12	0	0	第12節	建築施設組立設置工	12	4	12	0	0	第12節	建築施設組立設置工
12	4	12	2	0	4-12-2	材料	12	4	12	2	0	4-12-2	材料
12	4	12	2	1		JIS K 6807（ホルムアルデヒド系樹脂木材用液状接着剤の一般試験方法）	12	4	12	2	1		JIS K 6807（木材用ホルムアルデヒド系樹脂接着剤の一般試験方法）

山口県土木工事共通仕様書（令和6年10月改定）新旧対照表

現行（令和5年10月（令和6年4月一部改訂））						新（令和6年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
12	5	0	0	0	第5章	グラウンド・コート整備	12	5	0	0	0	第5章	グラウンド・コート整備
12	5	4	0	0	第4節	スタンド整備工	12	5	4	0	0	第4節	スタンド整備工
12	5	4	2	0	5-4-2	材料	12	5	4	2	0	5-4-2	材料
12	5	4	2	5		JIS K 5551（構造用さび止めペイント） JIS K 5623（亜鉛化鉛さび止めペイント） JIS K 5629（鉛酸カルシウムさび止めペイント）	12	5	4	2	5		JIS K 5551（構造物用さび止めペイント） JIS K 5624（亜鉛化鉛さび止めペイント）
12	5	5	0	0	第4節	スタンド整備工	12	5	5	0	0	第5節	グラウンド・コート施設整備工
12	5	5	2	0	5-5-2	材料	12	5	5	2	0	5-5-2	材料
12	5	5	2	7		JIS K 5551（構造用さび止めペイント） JIS K 5623（亜鉛化鉛さび止めペイント） JIS K 5629（鉛酸カルシウムさび止めペイント）	12	5	5	2	7		JIS K 5551（構造物用さび止めペイント） JIS K 5674（鉛・クロムフリーさび止めペイント）

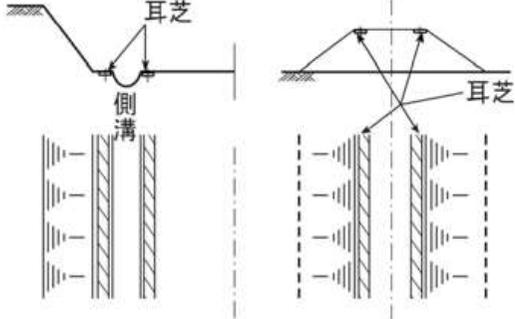
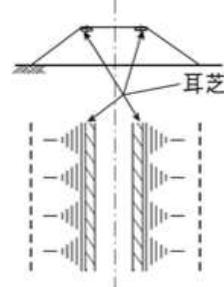
土木工事共通仕様書新旧対照表(図表)

現行 (令和5年10月 (令和6年4月一部改訂))	新 (令和6年10月)																																								
<p>第1編3-5-4 現場練りコンクリート</p> <p>表3-3 計量値の許容誤差</p> <p style="text-align: center;">表3-3 計量値の許容誤差</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">材料の種類</th> <th style="text-align: center;">許容誤差 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">水</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">セメント</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">骨材</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">混和材</td><td style="text-align: center;">2※</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">混和剤</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> </tbody> </table> <p>※高炉スラグ微粉末の場合は、1 (%) 以内</p>	材料の種類	許容誤差 (%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2※	混和剤	3	<p>第1編3-5-4 現場練りコンクリート</p> <p>表3-3 計量値の許容誤差</p> <p style="text-align: center;">表3-3 計量値の許容誤差</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">材料の種類</th> <th style="text-align: center;">計量値の許容差 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">水</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">セメント</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">骨材</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">混和材</td><td style="text-align: center;">2※</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">混和剤</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> </tbody> </table> <p>※高炉スラグ微粉末の計量値の許容差の最大値は、1 (%) 以内</p>	材料の種類	計量値の許容差 (%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2※	混和剤	3																
材料の種類	許容誤差 (%)																																								
水	1																																								
セメント	1																																								
骨材	3																																								
混和材	2※																																								
混和剤	3																																								
材料の種類	計量値の許容差 (%)																																								
水	1																																								
セメント	1																																								
骨材	3																																								
混和材	2※																																								
混和剤	3																																								
<p>第1編3-6-9 運搬・打設</p> <p>表3-4 コンクリートの養生期間</p> <p style="text-align: center;">表3-4 コンクリートの養生期間</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">日平均気温</th> <th style="text-align: center;">普通ポルトランドセメント</th> <th style="text-align: center;">混合セメントB種</th> <th style="text-align: center;">早強ポルトランドセメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">15℃以上</td><td style="text-align: center;">5日</td><td style="text-align: center;">7日</td><td style="text-align: center;">3日</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">10℃以上</td><td style="text-align: center;">7日</td><td style="text-align: center;">9日</td><td style="text-align: center;">4日</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5℃以上</td><td style="text-align: center;">9日</td><td style="text-align: center;">12日</td><td style="text-align: center;">5日</td></tr> </tbody> </table> <p>〔注〕寒中コンクリートの場合は、第1編第3章第10節寒中コンクリートの規定による。</p>	日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント	15℃以上	5日	7日	3日	10℃以上	7日	9日	4日	5℃以上	9日	12日	5日	<p>第1編3-6-9 運搬・打設</p> <p>表3-4 コンクリートの湿潤養生期間の目安</p> <p style="text-align: center;">表3-4 コンクリートの湿潤養生期間の目安</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">日平均気温</th> <th style="text-align: center;">普通ポルトランドセメント</th> <th style="text-align: center;">混合セメントB種</th> <th style="text-align: center;">早強ポルトランドセメント</th> <th style="text-align: center;">中庸熱ポルトランドセメント</th> <th style="text-align: center;">低熱ポルトランドセメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">15℃以上</td><td style="text-align: center;">5日</td><td style="text-align: center;">7日</td><td style="text-align: center;">3日</td><td style="text-align: center;">8日</td><td style="text-align: center;">10日</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">10℃以上</td><td style="text-align: center;">7日</td><td style="text-align: center;">9日</td><td style="text-align: center;">4日</td><td style="text-align: center;">9日</td><td style="text-align: center;">※</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5℃以上</td><td style="text-align: center;">9日</td><td style="text-align: center;">12日</td><td style="text-align: center;">5日</td><td style="text-align: center;">12日</td><td style="text-align: center;">※</td></tr> </tbody> </table> <p>※15℃より低い場合での使用は、試験により定める。</p> <p>〔注〕寒中コンクリートの場合は、第1編第3章第10節寒中コンクリートの規定による。</p>	日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント	中庸熱ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント	15℃以上	5日	7日	3日	8日	10日	10℃以上	7日	9日	4日	9日	※	5℃以上	9日	12日	5日	12日	※
日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント																																						
15℃以上	5日	7日	3日																																						
10℃以上	7日	9日	4日																																						
5℃以上	9日	12日	5日																																						
日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント	中庸熱ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント																																				
15℃以上	5日	7日	3日	8日	10日																																				
10℃以上	7日	9日	4日	9日	※																																				
5℃以上	9日	12日	5日	12日	※																																				

土木工事共通仕様書新旧対照表(図表)

現行 (令和5年10月 (令和6年4月一部改訂))	新 (令和6年10月)																																																																															
<p>第1編3-10-3 寒中コンクリート</p> <p>表3-5 寒中コンクリートの温度制御養生期間</p> <p style="text-align: center;">表3-5 寒中コンクリートの温度制御養生期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="width: 15%;">5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度</th> <th rowspan="3" style="width: 10%;">養生温度</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">普通ポルトランドセメント</th> <th style="width: 15%;">早強ポルトランドセメント</th> <th style="width: 15%;">混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)しばしば凍結融解を受ける場合</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td>(2)まれに凍結融解を受ける場合</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：水セメント比が55%の場合の標準的な養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。</p>	5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種	(1)しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9日	5日	12日		10℃	7日	4日	9日	(2)まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4日	3日	5日		10℃	3日	2日	4日	<p>第1編3-10-3 寒中コンクリート</p> <p>表3-5 寒中コンクリートの温度制御養生期間</p> <p style="text-align: center;">表3-5 寒中コンクリートの温度制御養生期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="width: 15%;">5℃以上の温度制御養生と所定の湿润養生を行った後に想定される気象条件</th> <th rowspan="3" style="width: 10%;">養生温度</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">普通ポルトランドセメント</th> <th style="width: 15%;">早強ポルトランドセメント</th> <th style="width: 15%;">混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)厳しい気象条件</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td>(2)まれに凍結融解する程度の気象条件</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：水セメント比が55%の場合の標準的な養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。</p>	5℃以上の温度制御養生と所定の湿润養生を行った後に想定される気象条件	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種	(1)厳しい気象条件	5℃	9日	5日	12日		10℃	7日	4日	9日	(2)まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4日	3日	5日		10℃	3日	2日	4日																							
5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度			養生温度	セメントの種類																																																																												
				普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種																																																																										
	(1)しばしば凍結融解を受ける場合	5℃		9日	5日	12日																																																																										
	10℃	7日	4日	9日																																																																												
(2)まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4日	3日	5日																																																																												
	10℃	3日	2日	4日																																																																												
5℃以上の温度制御養生と所定の湿润養生を行った後に想定される気象条件	養生温度	セメントの種類																																																																														
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種																																																																												
		(1)厳しい気象条件	5℃	9日	5日	12日																																																																										
	10℃	7日	4日	9日																																																																												
(2)まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4日	3日	5日																																																																												
	10℃	3日	2日	4日																																																																												
<p>第3編2-6-11 一般舗装工</p> <p>表2-34 (1) 接着剤の規格コンクリート床版用</p> <p>表2-34 (2) シート系床版防水層 (流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型) プライマーの品質</p> <p style="text-align: center;">表2-34(1) 接着剤の規格コンクリート床版用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 10%;">項目</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">アスファルト系 (ゴム入り) 溶剤型</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">ゴム系溶剤型</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">試験方法</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">1次プライマー</th> <th style="width: 15%;">2次プライマー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指触乾燥時間 (20℃)</td> <td>60分以内</td> <td>30分以内</td> <td>60分以内</td> <td>JISK5800-1*1</td> </tr> <tr> <td>不揮発分 (%)</td> <td>20分以上</td> <td>10分以上</td> <td>25分以上</td> <td>JISK8833-1,2*2</td> </tr> <tr> <td>作業性</td> <td colspan="3">塗り作業に支障のないこと</td> <td>JISK5800-1*1</td> </tr> <tr> <td>耐久性</td> <td colspan="3">5日間で異常のないこと</td> <td>JISK5800-1*1</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表2-34(2) シート系床版防水層 (流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型) プライマーの品質</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目</th> <th style="width: 15%;">溶剤型</th> <th style="width: 15%;">水性型</th> <th style="width: 15%;">水性型</th> <th style="width: 15%;">試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指触乾燥時間 (23℃)</td> <td>60分以内</td> <td>60分以内</td> <td>180分以内</td> <td>JISK5800-1*1</td> </tr> <tr> <td>不揮発分 (%)</td> <td>20分以上</td> <td>50分以上</td> <td>35分以上</td> <td>JIS K8833 -1,2 *2</td> </tr> <tr> <td>作業性</td> <td colspan="3">塗り作業に支障のないこと</td> <td>JISK5800-1*1</td> </tr> <tr> <td>耐久性</td> <td colspan="3">5日間で異常のないこと</td> <td>JISK5800-1*1</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] *1 適用する床版の種類に応じた下地剤を使用する *2 試験方法はJIS K8833-1,2,JIS K8387-1,2などを参考に実施する [注2] と幕系床版防水層 (アスファルト加熱型) のプライマーは上表の品質による</p>	項目	アスファルト系 (ゴム入り) 溶剤型	ゴム系溶剤型		試験方法	1次プライマー	2次プライマー	指触乾燥時間 (20℃)	60分以内	30分以内	60分以内	JISK5800-1*1	不揮発分 (%)	20分以上	10分以上	25分以上	JISK8833-1,2*2	作業性	塗り作業に支障のないこと			JISK5800-1*1	耐久性	5日間で異常のないこと			JISK5800-1*1	項目	溶剤型	水性型	水性型	試験方法	指触乾燥時間 (23℃)	60分以内	60分以内	180分以内	JISK5800-1*1	不揮発分 (%)	20分以上	50分以上	35分以上	JIS K8833 -1,2 *2	作業性	塗り作業に支障のないこと			JISK5800-1*1	耐久性	5日間で異常のないこと			JISK5800-1*1	<p>第3編2-6-11 一般舗装工</p> <p>表2-34 接着剤の規格コンクリート床版用</p> <p style="text-align: center;">表2-34 接着剤の規格コンクリート床版用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 10%;">項目</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">アスファルト系 (ゴム入り) 溶剤型</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">ゴム系溶剤型</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">試験方法</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">1次プライマー</th> <th style="width: 15%;">2次プライマー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指触乾燥時間 (20℃)</td> <td>60分以内</td> <td>30分以内</td> <td>60分以内</td> <td>JISK5800-1*1</td> </tr> <tr> <td>不揮発分 (%)</td> <td>20分以上</td> <td>10分以上</td> <td>25分以上</td> <td>JISK8833-1,2*2</td> </tr> <tr> <td>作業性</td> <td colspan="3">塗り作業に支障のないこと</td> <td>JISK5800-1*1</td> </tr> <tr> <td>耐久性</td> <td colspan="3">5日間で異常のないこと</td> <td>JISK5800-1*1</td> </tr> </tbody> </table> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">削除</div> </div>	項目	アスファルト系 (ゴム入り) 溶剤型	ゴム系溶剤型		試験方法	1次プライマー	2次プライマー	指触乾燥時間 (20℃)	60分以内	30分以内	60分以内	JISK5800-1*1	不揮発分 (%)	20分以上	10分以上	25分以上	JISK8833-1,2*2	作業性	塗り作業に支障のないこと			JISK5800-1*1	耐久性	5日間で異常のないこと			JISK5800-1*1
項目			アスファルト系 (ゴム入り) 溶剤型	ゴム系溶剤型		試験方法																																																																										
	1次プライマー	2次プライマー																																																																														
指触乾燥時間 (20℃)	60分以内	30分以内	60分以内	JISK5800-1*1																																																																												
不揮発分 (%)	20分以上	10分以上	25分以上	JISK8833-1,2*2																																																																												
作業性	塗り作業に支障のないこと			JISK5800-1*1																																																																												
耐久性	5日間で異常のないこと			JISK5800-1*1																																																																												
項目	溶剤型	水性型	水性型	試験方法																																																																												
指触乾燥時間 (23℃)	60分以内	60分以内	180分以内	JISK5800-1*1																																																																												
不揮発分 (%)	20分以上	50分以上	35分以上	JIS K8833 -1,2 *2																																																																												
作業性	塗り作業に支障のないこと			JISK5800-1*1																																																																												
耐久性	5日間で異常のないこと			JISK5800-1*1																																																																												
項目	アスファルト系 (ゴム入り) 溶剤型	ゴム系溶剤型		試験方法																																																																												
		1次プライマー	2次プライマー																																																																													
指触乾燥時間 (20℃)	60分以内	30分以内	60分以内	JISK5800-1*1																																																																												
不揮発分 (%)	20分以上	10分以上	25分以上	JISK8833-1,2*2																																																																												
作業性	塗り作業に支障のないこと			JISK5800-1*1																																																																												
耐久性	5日間で異常のないこと			JISK5800-1*1																																																																												

土木工事共通仕様書新旧対照表(図表)

現行 (令和5年10月 (令和6年4月一部改訂))					新 (令和6年10月)					
第3編2-14-2 法面工 (共通) 図2-7 耳芝					第3編2-14-2 法面工 (共通) 図2-7 耳芝					
 <p style="text-align: center;">図 2 - 7 耳芝</p>					 <p style="text-align: center;">図 2 - 7 耳芝</p>					
第12編4-13-3 施設仕上げ工 表3-2 オイルステインワニス塗り					第12編4-13-3 施設仕上げ工 表3-2 オイルステインワニス塗り					
表3-2 オイルステインワニス塗り					表3-2 オイルステインワニス塗り					
工程		塗料その他			希釈剤	希釈率 (%)	塗布量 (kg/m ²)	放置時間		
		規格番号	規格名称	規格種別						
1	素地ごしらえ	4-13-3 素地ごしらえ 木部による。								
2	着色 (1回目)	—	油性ステイン	—	塗料用シンナー	20以下	各発注機関の仕様による。	10		
3	ふき取り	全面布片でふき取る。								
4	着色 (2回目)	—	油性ステイン	—	塗料用シンナー	20以下	各発注機関の仕様による。	10		
5	ふき取り	全面布片でふき取る。								
6	色押さえ	JIS 5431	Kセラックニス	1種	変性アルコール	10以下	各発注期間の仕様による。	24		
7	仕上げ塗り	JIS 5582	Kフタル酸樹脂ワニス	—	塗料用シンナー	10以下	各発注機関の仕様による。	—		
工程		塗料その他			希釈剤	希釈率 (%)	塗布量 (kg/m ²)	放置時間		
		規格番号	規格名称	規格種別						
1	素地ごしらえ	4-13-3 素地ごしらえ 木部による。								
2	着色 (1回目)	—	油性ステイン	—	塗料用シンナー	20以下	各発注機関の仕様による。	10		
3	ふき取り	全面布片でふき取る。								
4	着色 (2回目)	—	油性ステイン	—	塗料用シンナー	20以下	各発注機関の仕様による。	10		
5	ふき取り	全面布片でふき取る。								
6	仕上げ塗り	JIS 5582	Kフタル酸樹脂ワニス	—	塗料用シンナー	10以下	各発注機関の仕様による。	—		